令和８年度 常陸太田市地域公共交通計画策定支援業務
仕様書

１ 業務の名称

本業務は、「令和８年度 常陸太田市地域公共交通計画策定支援業務」と称する。

２ 業務の目的

常陸太田市では、平成２８年度から令和３年度の６年間を計画期間とした「常陸太田市地域公共交通網形成計画」及び「常陸太田市地域公共交通再編実施計画」を策定し、「ライフステージ、地域特性に応じた地域公共交通網の構築」という方針のもと、平成２８年１０月の第１次再編、平成３０年１０月の一部運行内容改善、平成３１年４月の第２次再編を実施してきた。

その後、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正（令和２年１１月２７日施行）により、従来の「地域公共交通網形成計画」に代わって「地域公共交通計画」の策定が努力義務化された。これを受け、常陸太田市では、令和４年度から令和８年度を計画期間とする『常陸太田市地域公共交通計画』を策定している。

また、同改正に伴い、「地域公共交通再編実施計画」は「地域公共交通利便増進実施計画」へと改められ、路線ネットワークの再編に加えて、運賃やダイヤの見直しなど、利用者の利便性向上に資する取組を通じて、地域旅客運送サービスの持続可能な提供を確保することが求められるようになった。

本業務は、国土交通省が公表した『地域公共交通計画のアップデートガイダンス』の趣旨を踏まえ、本市にとって望ましい地域旅客運送サービスのあり方を示すマスタープランである『常陸太田市地域公共交通計画』の策定支援を行うものである。

３ 委託期間

契約日の翌日から令和９年3月２５日（木）まで

４ 業務の範囲

常陸太田市全域

５ 業務の内容

５．１ 常陸太田市地域公共交通計画の策定

（１）現計画における効果の評価・検証

前計画の事業の実施状況、各種評価指標に基づく目標の達成状況の検証をする。

（２）地域及び公共交通に関する現状整理

①地域特性の整理

統計資料や市からの提供資料等から人口情報(人口推移、地区別の人口、高齢人口、現在と将来における人口分布)、市域内外における人の移動現況(通勤・通学・観光)、地域特性情報(事業所、医療機関・福祉施設・学校などの生活関連施設の立地状況)等を整理する。

②公共交通の現況整理

本市が別途実施する「常陸太田市地域公共交通利便増進等等実施支援業務」における分析結果を踏まえ、交通ネットワーク情報(鉄道・バス・タクシー・乗合タクシー・自家用有償運送の運行情報)、交通サービス利用情報(停留所別乗降人数・停留所間流動)、潜在需要情報(将来の人口動向・将来の開発計画)を整理する。

③上位計画・関連計画の整理

常陸太田市第６次総合計画や常陸太田市都市計画マスタープラン、立地適正化計画等の上位計画・関連計画における公共交通の位置づけ、関連分野との連携等について整理する。

（３）市民の意識調査等の実施

①市民アンケート

日常的な交通行動、公共交通の利用状況、サービスに対する満足度、公共交通の維持・確保のあり方、公共交通利用者及び潜在需要層のニーズを把握し、将来の地域公共交通のあり方やその実現に向けて必要となる施策等を検討するため、市民アンケート調査を実施する。

②乗合タクシー利用者アンケート

乗合タクシーの利用登録者を対象に、利用状況（利用目的、利用頻度、乗り継ぎ状況など）や利用ニーズ（求める改善策など）を調査する。

（４）地域公共交通に関する問題点及び課題の整理

（１）～（３）の検討結果から、地域公共交通の問題点及び課題を整理する。
なお、受託者は、課題の整理に当たり、本市が別途発注する『常陸太田市地域公共交通利便増進等実施支援業務』の分析結果を踏まえるものとする。

（５）基本方針、目指すべき目標及び将来像の再検討

課題整理の内容を踏まえて、課題の解決に向けて本市における地域公共交通計画の基本方針や目指すべき目標及び将来像を再検討する。

（６）目標達成に向けた施策と評価体制の検討

目標を達成する上で必要となる地域公共交通の事業内容、実施主体、事業スケジュールなどを検討する。また、達成状況の評価を行うための進行管理方法や管理体制等を検討する。計画の目標を達成するために実施すべき事業及び施策の検討を行うものとし、広域連携を見据えた地域間公共交通の検討、次世代型公共交通モードの導入検討も行う。

あわせて、計画の目標達成状況を把握するための評価指標を設定し、現況値、目標値及びその差異を整理する。

（７）計画の達成度の評価方法の検討

年度ごとに達成度の評価を行うため評価指標ごとの算出方法、評価時期、評価主体及び評価手順等を整理した評価マニュアルを作成する。

（８）常陸太田市地域公共交通計画（案）及び概要版の作成

前項までの検討を踏まえて、「常陸太田市地域公共交通計画（案）」を作成する。また、「常陸太田市地域公共交通計画 概要版（案）」もとりまとめる。

（９）パブリックコメントの実施

作成した常陸太田市地域公共交通計画（案）に対して、住民利用者等からの意見を反映するために、パブリックコメントを実施する。

５．２ 地域公共交通活性化協議会の開催支援

常陸太田市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）に提出する本計画に関する資料の作成、当日の会議に参加するとともに、説明補助及び議事録の作成を行うものとする。

協議会等の本計画策定に係る開催支援は、２回程度行うことを想定するが、計画策定の進捗状況に応じて追加開催に対応するものとする。

５．３ 打合せ協議

当初、中間時１回、業務終了時の３回程度とするが、必要に応じて適宜実施する。
※協議は、状況に応じてWeb上で開催することも想定する。

５．４ 契約時の提出書類

① 業務計画書 （仕様：Ａ４縦版）
② 業務行程表

③ 実施体制通知書
④ 配置者通知書
⑤ その他、企画課が指示する関係書類等

５．５ 報告書のとりまとめ

整理・検討結果について、報告書としてとりまとめる。

６ 成果品

① 業務報告書 （仕様：Ａ４縦版）	１部
② 常陸太田市地域公共交通計画データ	一式
③ 成果品に関する電子記録媒体（DVD-R、USB 等）	一式

7 その他

（1）受託者は、業務を円滑に遂行するために、逐次、本市と連絡調整を行うこととする。

（2）受託者は、本業務の実施にあたり、本仕様書のほか、関係法令及び条例を遵守すること。

（3）本仕様書に定めのない事項又は本業務の内容に関し疑義が生じた場合は、その都度、本市と協議し、定めるものとする。

（4）成果品納入後に発生した受託者の責めによる不備が発見された場合は、無償で、速やかに必要な措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

（5）受託者は、業務の遂行上知り得た事項を他に漏らしてはならない。契約終了後も同様とする。

（6）受託者は、本業務により知り得た個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する法律及び常陸太田市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき機密保持を厳守するものとする。

（7）受託者は、業務の履行を他に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、書面により本市の承諾を得たときは、この限りではない。

（8）本業務で得られた成果品の所有権、著作権及び利用権は、本市に帰属するものとする。また、受託者は、著作者人格権を行使できないものとする。

（9）本業務において送信する電子メール及び電子メールに添付する書類については、コンピューターウイルス感染に対する予防、検出及び駆除のための最新の処理を実施するものとする。